

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した水域占用許可処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、水域占用許可書（以下「本件許可書」という。）により行った水域占用許可処分（許可する占用面積を1,040㎡とするもの。以下「本件処分」という。）について、申請した占用面積1,560㎡の水域の占用を不許可とされたことを不服として、その取消しを求めるものである（申請した水域及び許可水域については別紙1参照）。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

1 許可基準第三・(3)に該当するにも関わらず不許可としたこと

- (1) 処分庁は、許可基準第三・(3)に規定する「業務」とは、「申請者自らが東京港における港湾関係業務を行う場合」を示すとし、船舶のリース業は、許可基準に違反する旨主張する。

しかし、同・(3)には、「申請者自らが東京港における港湾関係業務を行う場合」に限定されるなどとは一切記載されていない。さらに処分庁の主張する「船舶のリース業」の定義も明らかでなく、同・(3)に該当しない理由は不明というほかない。

処分庁は、①東京港が多く船舶が航行している港内密度の高い港であることから、東京港内の安全や秩序を維持していくためには、処分庁が許可を受けた占用者の業務の内容を把握し、適切に指導で

きなければならない、②東京港の水域が公有水面であり、水域占用は、許可を受けた者に対し、排他的占用を認めることとなるため、東京港にとって有用な活動のために許可される必要があるなどと主張した上で、許可基準第三・(3)の適用については、申請者自らが港湾関係業務を行う場合を示している旨主張する。

しかし、上記①及び②の論理的な帰結として、許可基準第三・(3)の規定を「申請者自らが東京港における港湾関係業務を行う場合」に限定するという解釈が導かれるものとは到底解されない。さらに、上記②の「東京港にとって有用な活動」という概念それ自体があいまいであり、およそ「東京港にとって有用な活動」とは解されない娯楽目的のプレジャーボートの占用を処分庁が許可している実態に照らしても、処分庁の主張は不可解というほかない。

- (2) 処分庁は、請求人が令和3年7月13日に、突然これまでの説明を覆して、船舶のリース業を行っているという説明を行った旨主張するが、請求人の陳述書（甲12号証）のとおり、請求人はリース業を行っている旨の説明はしておらず、処分庁の主張はその前提において誤っている。

請求人は、実際に警戒船業務を行っており、許可基準第三・(3)に該当することは明らかである。

2 行政手続法8条1項の違反

行政手続法8条1項によって求められる理由は、いかなる事実関係に基づいていかなる法規が適用された結果として当該拒否処分がなされたのかを、申請者がその記載自体から了知し得る程度の提示がなされる必要があり、処分理由は付記理由の記載自体から明らかにならなければならない（東京高裁平成13年6月14日判決等参照）。

しかし、不許可通知書には、不許可の理由となっている事実関係として「実際には船舶のリース業に使用しており、申請内容とは異なる占用実態が認められる」と記載されているのみであり、「船舶リース業務」という重要な概念が明らかでなく、同書面の記載自体から「船舶リース業務」に該当する具体的な事実関係は不明であって、いかなる事実関係に基づいて許可基準第三・(3)が適用された結果として本件処分がなされたのかを十分に了知することができない。

また、処分庁は、請求人及び代理人との協議によって請求人が認識しうる状況となっている旨主張するが、行政手続法8条1項において

理由を付記させる趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制することにあるから、理由付記の程度は、被処分者が処分理由を推知できると否とにかかわらないのであって、処分庁の主張は前提において誤っている。

3 教示義務の違反

本件の不許可処分は審査請求ができる処分に該当するところ、その通知書には、何ら取消訴訟、審査請求等に関する情報が記載されておらず、行政事件訴訟法46条1項・行政不服審査法82条1項が定める必要な教示がされているとはいえない。

処分庁は、本件処分は本件許可書により行っており、本件許可書には教示文が付されているから、教示義務の違反はないとしている。しかし、本件許可書には「不許可」である旨は全く書かれておらず、不許可とされた部分・理由についても一切示されていないから、本件許可書により、本件の不許可処分がなされたものとは到底解することはできない。不許可通知書が本件処分の内容を補足説明するものであるとの処分庁の主張はその前提を欠くというほかない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月24日	諮問
令和6年 9月13日	審議（第92回第1部会）
令和6年10月28日	審議（第93回第1部会）
令和6年11月27日	審議（第94回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件処分の取消しを求める審査請求の適法性について

(1) 行政不服審査法に基づく審査請求を適法になし得るためには、審

査請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることが必要であると解されている（最高裁判所昭和53年3月14日判決（民集32巻2号211頁）参照）。

- (2) これを本件についてみると、本件処分は占用期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなされているところ、同期間はすでに徒過しているため、本件処分の効果はすでに消滅しているといえ、請求人は本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないというべきである。

したがって、本件処分の取消しを求める審査請求は不適法なものであるといわざるを得ない。

2 付言

理由提示のあり方として、処分の根拠条文と事実関係が記載される必要があり、それは理由提示の記載自体から明らかにされる必要がある（最高裁判所昭和60年1月22日判決（民集39巻1号1頁）参照）という手続原則の尊重について、改めて注意喚起したい。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）